

「国際会計基準導入に向けた
本邦金融機関の課題」

2009年12月
金融庁総務企画局企業開示課長
三井秀範

会計基準を巡る動向

EU (●)・米国 (■) の動向

日本の動向

IFRSを軸としたコンバージェンス、IFRSそのものの適用に向けた動きの開始

- 2000年5月 I O S C O (証券監督者国際機構) が I F R S (国際会計基準) を承認
- 2000年6月 E C (欧州委員会) が E U 域内上場企業の連結財務諸表に I F R S を強制適用するイニシアティブを発表。
- 2001年4月 I A S C (国際会計基準委員会) を I A S B (国際会計基準審議会) に改組
- 2002年10月 I A S B と F A S B (米国財務会計基準審議会) がコンバージェンスに合意 (ノーウォーク合意)

- 2003年7月 E U 指令公表
(E U 域外上場企業の連結財務諸表に I F R S 又はこれと同等の基準を強制適用)
- 2005年1月 E U が、域外国の会計基準の同等性評価を開始
E U が域内上場企業の連結財務諸表に対し I F R S を適用。
- 2005年4月 米国 S E C が「ロードマップ」公表
(米国市場に上場し、I F R S を適用している米国外企業の数値調整の廃止等を目指す)
- 2005年7月 C E S R (欧州証券規制当局委員会) による「技術的助言」
(日本基準について、「全体としては同等」としつつ、26項目の重要な差異を指摘)

- 1997年秋 ジャパン・プレミアム発生
- 1998年3月期 金融機関が保有する株式への原価法の適用
(大蔵省銀行局通達の廃止 (低価法が義務付けられていた金融機関の保有する上場有価証券について原価法が使用可能に))
- 1998年秋 ジャパン・プレミアム再拡大
- 1999年3月期～ レジェンド問題
(日本企業の英文の開示資料等に添付された監査報告書に「日本基準により作成された財務諸表であり、国際基準とは異なる」等の注意喚起文)
- 1999年度以降 会計基準の見直しの進展
- 1999年度 連結財務諸表制度の導入
- 2000年度 金融商品の時価会計の導入 (売買目的有価証券)
- 2001年度 時価会計の適用範囲の拡大 (その他有価証券) 退職給付会計の導入 など
- 2001年7月 財務会計基準機構 [企業会計基準委員会 (ASBJ)] 設立
- 2005年1月 A S B J (企業会計基準委員会) と I A S B がコンバージェンスに合意

会計基準を巡る動向

EU (●)・米国 (■) の動向

- ■ 2006年2月 FASBとIASBがコンバージェンスについてMOU (覚書) を締結
(2007年末までの達成目標を設定)

IFRSそのものの適用の急速な世界的広がり

- 2007年8月 米国SEC、米国企業に対しIFRSそのものの適用に関するコンセプトリリースを公表
- 2007年11月 米国SEC、外国企業に対しIFRSの使用を数値調整なしで受け入れ
- 2007年12月 ECが同等性評価に関するメカニズムを決定
(同等性評価にあたって、従来の一定時点の差異を問題とするアプローチに代えて、コンバージェンスに向けた作業の進捗状況及び今後の計画を全体的に評価するホーリスティック・アプローチを採用)
- ■ 2008年9月 IASBとFASBがコンバージェンスについてのMOUを改訂
(2011年6月までのコンバージェンスの実施を合意)
- 2008年11月 米国SECがIFRS適用に向けたロードマップ案を公表
(2009年11月現在、決定に至っていない)
 - ・ 2010年1月以降に提出される財務諸表についてIFRSの適用を容認
 - ・ 2014年から米国内企業にIFRS適用を義務づける是非について2011年までに決定
- 2008年12月 EC、同等性評価の最終決定
(日本基準の同等性を決定)
- 2009年1月 EUが、域外上場企業に対し、IFRS又はこれと同等の基準の適用を義務づけ

日本の動向

- 2006年7月 企業会計審議会が意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」公表
(コンバージェンスへの積極的対応を表明)
- 2007年8月 ASBJとIASBが「東京合意」公表
(2008年末までにEUの同等性評価における重要な差異(26項目)を、その他既存の差異を2011年6月末までに解消等)
- 2008年10月 ~ 企業会計審議会企画調整部会においてIFRSの適用についての議論を開始(4回(10月、12月、2009年1月、6月)の審議)
- 2009年6月 企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」の公表
(国際的な活動を行う上場企業に2010年3月期以降、IFRSの任意適用を容認)

会計基準を巡る動向（参考資料目次）

【資料1】米国SEC、米国企業に対しIFRSそのものの適用に関するコンセプトリリースを公表

【資料2】米国SECがIFRS適用に向けたロードマップ案を公表

【資料3】企業会計審議会が意見書「会計基準の国際的なコンバージェンスについて」公表

【資料4】ASBJとIASBが「東京合意」公表

【資料5】国際会計基準（IFRS）を巡る動向

【資料6】国際会計基準における金融商品会計基準の見直し

【資料7】金融商品の減損（貸倒引当金）の考え方

【資料8】企業会計審議会が「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」の公表

米 SEC:IFRS の米国企業への許容に関する協議資料 発表

8 月 7 日、米 SEC は IFRS を米国企業に認めるべきかに関する協議資料 (Concept Release) を公表した。“Concept Release”は中立的に一般からコメントを求めるものであり、コメント期限は 11 月 13 日。なお、協議資料の主な内容は、以下の通り。

(主な質問項目)

1. IFRS を米企業に認めることによる米国資本市場への影響

(1) 米企業に IFRS を認めることのプラス、マイナスの分析(問 1~9)

- ✦ IFRS を米企業に認めることにより、米市場における資本形成が促進されるか。
- ✦ IFRS を採用する(しうる)企業に対して競争上の有利を与えることにならないか。
- ✦ 投資家は IFRS に基づく米企業の財務諸表を十分に理解・利用できるか。また、その程度は、投資家の性質、投資額、企業の規模、属する産業等によって異なるか。
- ✦ 米企業の IFRS 使用へのインセンティブは、産業、地域的特性等によって異なるか。
- ✦ 米企業が IFRS を使用する上で、障害となることはあるか(規制上の制約、財務数値を使用した契約条項等)。
- ✦ 特に、投資会社について特有の考慮事項はあるか。
- ✦ FASB の役割に対する影響はあるか。

(2) IFRS を米基準とのコンバージェンスに与える影響(問 10~12)

- ✦ 基準設定主体を取り巻く利害関係者は、コンバージェンスへの意欲を失ってしまうか。
- ✦ 仮に米基準に IFRS を容認した状況で、IASB と FASB の基準が大きく異なることになった場合、SEC はどのように対応する必要があるか。

2. グローバルな会計基準について

(1) グローバルに受け入れられる単一の基準を持つ意義、それに対する影響(問 13)

- ✦ IFRS を米企業に認めることにより、世界的に受け入れられる単一の会計基準を開発しようとすることを促進するか。

(2) IASB の信頼性、位置づけについて(問 14~16)

- ✦ IFRS がしっかりしたプロセスによって作成され、高品質の基準を生み出すと言えるか。これは、SEC が米企業に対して IFRS の使用を認めた場合も変わらないか。
- ✦ SEC の FASB に対する権限と IASB に対する権限が異なることについてどう考えるか。

3. 米企業に IFRS 適用を認める上での課題

(1) 教育のあり方(問 17~19)

- ✦ 会計士が米基準とともに IFRS に習熟する上で何がインセンティブ、障害となるか。また、経過期間はどの位かかるか。
- ✦ 大学教育において、IFRS を教えることに対するインセンティブ、障害は何か。また、会計士試験を変更する上で、何がインセンティブ、障害となるか。

(2) 実務における適用(問 20~22)

- ✦ 米企業及び監査人が IFRS を実務上使用する上でどのような困難があるか。
- ✦ IFRS と米基準との差異は、投資会社を含めて、どのように具体的なものとなって現れるか。
- ✦ 米基準から IFRS に変換するコストはどのくらい掛かるか。

(3) 監査への影響(問 23~26)

- ✦ IFRS の米企業への容認は、米監査法人のシェアに影響を与えるか。
- ✦ 統合的な解釈を可能とするため、追加的な監査上の指針等は必要となるか。

(4) 規制(問 27)

- ✦ (SEC-CESR 間、IOSCO 内のような)証券規制当局間の情報交換の枠組みは、IFRS の適用を統合的なものとするか。

(5) SEC の既存の規制との統合(問 28~29)

- ✦ IFRS を米企業に対して認める場合、(例えば、財務諸表規則の適用等について)既存の SEC の規則を変更する必要があるか。

(6) 移行措置と時期(問 30~35)

- ✦ 投資家、監査人、引受証券会社、保険数理人、評価専門家等にとって、IFRS を米企業に使用するための準備にはどの程度の期間が必要か。
- ✦ SEC が時期を明示するとすれば、いつ頃が最も良い時期か。
- ✦ 移行期間を限定すべきか。また、移行時にどのような問題が生じうるか。

以上

米国証券取引委員会によるロードマップ案の概要

- ・ 2008年11月14日（金）公表（案の公表は、8月27日に議決）
- ・ 内容は、米国公開する米国企業に対し、国際会計基準（IFRS）の使用について
 - ・ 一部公開企業には、2009年度からの早期適用を容認
 - ・ その他公開企業への強制適用（2014年度から段階的）の是非を2011年に決定。
→本ロードマップ案は、そのための要件（マイルストーン）を提示。

2009年度財務報告からの早期適用

- 一部米国企業（注）に、2010年に提出される財務報告（=2009年12月期）に関し、IFRS使用の選択肢を付与。

（注）各産業の時価総額上位20社（外国企業を含む）の大半がIFRSを使用している産業において、当該20社に入る米国企業。

- IFRS選択的適用の条件（本文では、以下2案を併記）

- A. 適用時において、IFRS1号（IFRSの初度適用）の規定に従い、IFRSへの変更の影響（1年分）を開示する。
- B. 米国基準に従った財務情報（非監査）を（移行時だけでなく）每期、3年分記載する。
→規則案では、案Bを提案。

2014年以降の段階的な強制適用

- 2014年度からの段階的適用（注）を念頭に、米国企業に対する国際会計基準（IFRS）の使用の義務付けを行うかどうかを2011年に決定。

（注）2014年～ 大規模早期提出会社（株式時価総額7億ドル以上）

2015年～ 早期提出会社（株式時価総額7500万ドル以上）

2016年～ その他公開企業

- その際、それまでの要件（マイルストーン）の進捗状況を踏まえて決定。

（注）IFRSの基準内容の改善、投資家や会計士等の教育・訓練、国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス・資金調達等

→なお、IFRS基準設定プロセスへの監視は、モニタリング・グループを通じた間接的なものになることに言及。

今後の予定

- コメント期間は、官報掲載後 150日間（4月20日）

会計基準のコンバージェンスに向けて（意見書）

平成18年7月31日
企業会計審議会
企画調整部会

一 会計基準のコンバージェンス（国際的収斂）をめぐる動向

1 我が国会計基準のこれまでの動向

我が国の会計基準は、1990年代後半以降、会計基準をめぐる国際的な動向を踏まえつつ、投資家へより有用な情報を提供するという観点から、急速に整備が進められた。連結会計、金融商品会計、退職給付会計、固定資産の減損会計、企業結合会計等の基準が矢継ぎ早に整備され、今日、我が国会計基準は、高品質であると同時に、一部相違はあるものの、全体として国際的な会計基準とも整合性のあるものになっていると考えられる。

2 会計基準のコンバージェンスの動向

しかし、金融・資本市場のグローバル化が進行する中、会計基準のコンバージェンスの動きが更に加速化しており、各国の会計基準は互いに近づきつつある。

こうした中、国際会計基準は、近年急速に使用が広まってきている。適用の整合性等をめぐる議論が行われているものの、現在、EU諸国を含め多くの国において採用ないしは使用が容認されており、また他の国においても自国会計基準と国際会計基準との相互のコンバージェンスが進められているとされている。

米国も例外ではなく、米国財務会計基準審議会（FASB）と国際会計基準審議会（IASB）は、2002年のいわゆる「ノーワーク合意」以来、米国会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスに向け議論を積み重ねてきており、本年2月、具体的なコンバージェンス項目と、各項目について2008年までにコンバージェンスの完了又は計測可能な進捗を達成すること等を盛り込んだ、作業計画（MOU）が合意された。

また、我が国の企業会計基準委員会（ASBJ）も、2005年3月から、IASBと相互の基準のコンバージェンスに向けた議論を開始し、本年3月には第3回会合が開かれ、コンバージェンスの加速化に合意している。さら

に、ASBJは、2006年5月から、FASBとの協議も開始している。

3 金融・資本市場監督当局の動向

このようなコンバージェンスの進展等を背景に、主要金融・資本市場の監督当局間においても新たな相互承認の動きが出てきている。

米国証券取引委員会（SEC）は、EUにおいて域内上場企業に対する国際会計基準の適用が義務づけられたこと等を踏まえ、2005年4月に、いわゆる「ロードマップ」を発表した。「ロードマップ」は、今後のコンバージェンスの進捗等を踏まえ、現在、国際会計基準に基づく財務報告に対して米国において要求している数値調整措置を、2009年を目標に撤廃する道筋を明らかにしている。

他方、欧州委員会（EC）は、EU市場で資金調達を行う域外企業に対しても、国際会計基準又はこれと同等の基準の使用を義務づけるとの方針のもと、日・米・加の会計基準について、当該国の当局と協議しつつ、同等性評価の作業を進めてきた。その過程で欧州証券規制当局委員会（CESR）は、日本基準については、国際会計基準と「全体として同等」とした上で、26項目について追加開示等の補正措置が必要と助言した。今般、ECは、国際的なコンバージェンスが進展していること等を踏まえ、当該措置の適用開始を、当初案の2007年1月から2009年1月まで延期するとともに、最終的な同等性評価を行うために、相互の基準のコンバージェンスの進捗状況等についてモニタリングを継続的に実施し、2008年4月までに評価報告書を策定することを提案した。

二 今後の対応

1 コンバージェンスへの前向きな対応

会計基準のコンバージェンスは、我が国経済の将来的な戦略に関わるものである。我が国経済にとって、将来に向かって、その成長力・競争力を強化するためには、まず公正で透明な市場を確立し、市場活力の維持と向上を図ることが大前提となる。そのためにも、投資家重視の視点を改めて確認し、我が国金融・資本市場への信認を確保していく必要がある。

会計基準は投資家が企業そして市場を選ぶ際の尺度であり、尺度に信頼性がなければ企業の内外市場での資金調達に支障をきたすとともに、市場自身の魅力も色褪せてしまう。会計基準は金融・資本市場の最も重要なインフラの一つである。内外の市場や取引が一体化しつつある状況を踏まえると、内

外の投資家の信認を広く勝ち取れるような高品質かつ国際的に整合的な会計基準の整備が求められている。

また、我が国企業の事業活動という面からも、我が国会計基準が外国において受け入れられなければ、我が国企業の海外市場での資金調達に支障が生じることにもなりかねない。

米国やEUを中心に、国際的にコンバージェンスに向けた具体的な取組みが加速化している状況を踏まえると、我が国会計基準が国際的に通用しないローカルな基準となってしまうようにするためにも、会計基準のコンバージェンスに対してより積極的に対応し、より高品質な基準を目指すべきである。そのためにも、関係者が一丸となり、相互の協力体制を確立・強化して対応していくことが望まれる。

なお、会計基準を互いに近づけていくコンバージェンスを進めるに当たっては、各国の法制度や取引実態等の相違を相互に踏まえることも重要である。また、コンバージェンスに対応して会計基準を設定する際、会計基準の適用に対する市場による評価などを踏まえつつ、適切なデュー・プロセスを経て進める必要があることは言うまでもない。

2 EUの同等性評価等を視野に入れた計画的な対応

我が国会計基準については、最近10年程度において急速に整備されてきたところではあるが、コンバージェンスに関する国際的な動向等を踏まえると、コンバージェンスに向けた更なる取組みが期待されているものとする。

その上で、EUによる同等性評価に向けたスケジュールを視野に入れると、2008年初めまでに、相互にコンバージェンスの達成が可能な項目についてコンバージェンスを図るとともに、コンバージェンス達成に時間を要する項目についても作業の進捗について一定の方向性を示すことが重要となる。そのためには、早急に具体的な工程表が策定され、内外の関係者に対し、我が国の取組みが示されていくことが適切である。

その際、EUによる同等性評価を踏まえ、相互にコンバージェンスを進める観点からは、既に同等性評価の過程でCESRから補正措置が提案されている26項目に留意していくこと、その中でも、補完計算書等が提案されているような、開示上重要と考えられる項目の取扱いについて特に留意していくことが期待される。

3 相互承認に向けた外国との対話の強化

EUによる同等性評価においては、今後、ECが2008年初めまでに報告書をまとめることとされており、そのために、コンバージェンスの進捗状況をECがモニタリングしていくこととされている。このモニタリングを円滑に進めていくためにも、金融庁は、ECと連携して双方向にコンバージェンスの進捗をモニタリングする体制を構築し、相互承認に向けて努力していく必要がある。

また、米国市場において、我が国会計基準に基づく財務諸表が受け入れられる可能性を模索することも考えられる。SECは、米国会計基準以外の会計基準に基づく財務諸表の受入を判断するに当たって、当該会計基準が包括的かつ高品質であり、整合的に解釈・適用されていることなどに加え、米国市場で広く使用されていることを想定しており、我が国会計基準の相互承認は、現状からすれば、必ずしも容易ではないが、金融庁においてはSECとの積極的な対話を粘り強く進めていくことが肝要である。

4 国際会計のルール作りに関与しうる人材の確保・育成

コンバージェンスを戦略的・計画的に進めていくためには、国際会計をめぐる人材の確保・育成も重要な課題となる。国際会計基準の策定に関しては、既に、IASBよりASBJに対し、IASBがFASBと進めているコンバージェンスのプロジェクトに対してASBJからの人材派遣を受け入れる旨の提案がなされているところである。本提案については、国際的なルール作りに関して我が国の発言力を確保していくためにも前向きな対応が期待される所であり、その際、経済界、公認会計士界等においても、人材面での積極的な協力が期待される。

企業会計基準委員会(ASBJ)・国際会計基準審議会(IASB)

東京合意(ポイント)

- 会計基準のコンバージェンスの加速化は、双方にとって戦略的優先事項。具体的な内容は以下のとおり。
- EU の欧州証券規制当局委員会(CESR)が指摘した「重要な差異」に含まれる項目について、**2008 年まで**に結論を得ることを目標とする。
- また、両者で識別されてきた残りの差異については、**2011 年 6 月末まで**にコンバージェンスをもたらすことを目標とする。
- なお、IASB が新たな基準の開発を進めており、その適用が 2011 年 6 月より後になる場合には、以上の目標は適用されない。その場合でも、新たな基準が適用となる際に、日本において国際的なアプローチが受け入れられるよう、緊密に作業を行うこととする。

2007年8月8日

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は2011年までに会計基準のコンバージェンスを達成する「東京合意」を公表

企業会計基準委員会（ASBJ）の西川郁生委員長と国際会計基準審議会（IASB）の David Tweedie 議長は、2005年3月から開始している日本基準と国際財務報告基準（IFRS）のコンバージェンスを加速化することの合意（東京合意）を、本日、共同で公表致します。

この合意において、両者は、日本基準とIFRSの間の重要な差異（同等性評価に関連する2005年7月欧州証券規制当局委員会（CESR）によるもの）について2008年までに解消し、残りの差異については2011年6月30日までに解消を図ります。2011年という目標期日は、現在開発中であって2011年以後に適用となる新たな主要なIFRSについては適用しないものとしていますが、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととしています。

この合意に対するコメントとして、

ASBJの西川郁生委員長は、「我々は、コンバージェンスに対するコミットメントを再確認するとともに、国際的な基準設定プロセスにおいて、ASBJや日本がより広範に重要な係わりを拡大していくための機会を得たことを嬉しく思っております。この合意によって、今後も日本企業が日本基準によって作成された財務諸表を、補正措置なしで、EU及びIFRSを用いている他の資本市場において公表できるようになることを期待しております。」と語っています。

IASBのDavid Tweedie議長は、「我々は、世界第2位の経済圏にあるASBJが、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスを加速化することに合意したことを歓迎します。IFRSの今後の方向性に寄与するように積極的な参画を期待しています。」と語っています。

[お問い合わせ先]

企業会計基準委員会事務局 Tel 03-5510-2737

会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意

2007年8月8日
企業会計基準委員会
国際会計基準審議会

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、高品質な会計基準へのコンバージェンスは世界各国の資本市場にとって大きな便益をもたらすという考えを共有している。したがって、両者は、日本基準と国際財務報告基準（IFRS）とのコンバージェンスの達成を最終目標とする共同プロジェクトを2005年3月に立ち上げている。この共同プロジェクトでの議論において、両者は、2つの基準間の差異を識別し、その差異を解消させるように努めてきた。

世界中の主要な国々においてIFRSの受け入れが拡大していることに照らし、ASBJとIASBは、日本基準とIFRSとのコンバージェンスの加速化が双方のコンバージェンスに係る共同作業における戦略的な優先事項となっている点で一致している。この目標に従って、ASBJとIASBは、以下に掲げるように、短期及び長期のコンバージェンス・プロジェクトにおける目標期日の設定を含む方策の推進に合意することとした。この方策を進めるにあたり、ASBJとIASBは、規制当局を含む関係者と協議すること、及び会計基準の開発における双方のデュー・プロセスに従うことの必要性について認識しているものである。

2008年までの短期コンバージェンス・プロジェクトの完了

2008年までの目標としては、ECによる同等性評価に関連して2005年7月に欧州証券規制当局委員会（CESR）が日本基準で作成された財務諸表に対して補正措置を提案している項目について、差異を解消するか又は会計基準が代替可能となるような結論を得るものとする。この結果、これらのプロジェクトを通じて、現在における日本基準とIFRSの間の重要な分野におけるコンバージェンスは達成されることとなる。

その他コンバージェンス・プロジェクトにおける2011年6月30日という目標期日の設定

2011年6月30日までの目標として、これまで両者で識別されてきた日本基準とIFRSとの間の差異のうち、2008年までのプロジェクトに含まれない残りの差異について、コンバージェンスをもたらすものとする。この目標期日は、2011年6月30日後に適用となる新たな基準を開発する現在のIASBの主要なプロジェクトにおける差異に係る分野については適用されない。しかし、これらの残りの分野における日本基準とIFRSとのコンバージェンスという最終目標を達成するために、両者は、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととする。

ASBJとIASBは、会計基準のグローバルなコンバージェンスを巡る環境変化を踏まえて、

コンバージェンス・プロジェクトを迅速かつ着実に進めていき、また、国際的な会計基準設定プロセスに日本からのより大きな貢献を促進するように協力を深めるものとする。このため、2005年以降開催している ASBJ と IASB の代表者による年 2 回の共同会議に加え、会計基準の開発において生ずる重要な論点をより実践的に議論していくために、ディレクターを中心とした作業グループを設けていく。

なお、ASBJ と IASB は、継続的な共同作業について市場関係者との協議を含む双方所定のデュー・プロセスに従い当該作業を進めていくことの必要性を認識しているものである。

* * *

ASBJ と IASB による本合意が、両者のみならず、財務諸表作成者、監査人、投資家及び規制当局を含む多くの関係者の努力や行動を通じて、会計基準のグローバルなコンバージェンスの達成に役に立つものと期待する。

国際会計基準(IFRS)を巡る動向

【資料5】

	金融商品	非連結事業体	ガバナンス	単一基準
09年前半	IASB-FASB 金融危機諮問グループ(1月~)		IASCF定款改訂フェーズⅠ完了(1月)	企業会計審議会 IFRSの取扱いに関する中間報告(案)の公表(2月)
	IASB 開示基準改訂(IFRS7号)(3月)	IASB 認識の中止 公開草案(3月)	モニタリング・ボード- IASCF評議員会 初会合(4月)	
G20 ロンドン・サミット声明 / FSF 報告書 (4月)				
09年後半	IASB 公正価値測定 公開草案(5月)	IASB-FASB 連結・認識の中止に関する円卓会議開催(6月)		企業会計審議会 IFRSの取扱いに関する中間報告公表(6月)
		6月8-9日 (於東京)		
09年後半	IASB 分類及び測定 公開草案(7月)			10月21日 (於東京)
	IASB-FASB 金融危機諮問グループ レポート(7月)			
	IASB-FASB 分類及び測定に関する円卓会議開催(9月)	9月3日 (於東京)	IASCF 円卓会議	
	IASB 減損 公開草案(11月)			
	分類及び測定:最終化(11月)			
10年以降	公正価値測定に関する円卓会議(11月)	11月27日 (於東京)		
	IASB ヘッジ会計 公開草案(10年前半)			
	最終化 ・公正価値測定(10年後半) ・減損(10年後半) ・ヘッジ会計(10年後半)	連結:最終化(10年後半) 認識の中止:最終化(10年後半)	IASCF定款改訂 フェーズⅡ完了 (10年前半)	ASBJ-IASB IASB-FASB 主要プロジェクト完了 (11年6月)

これまでの対応 ↑

↓ 今後の予定

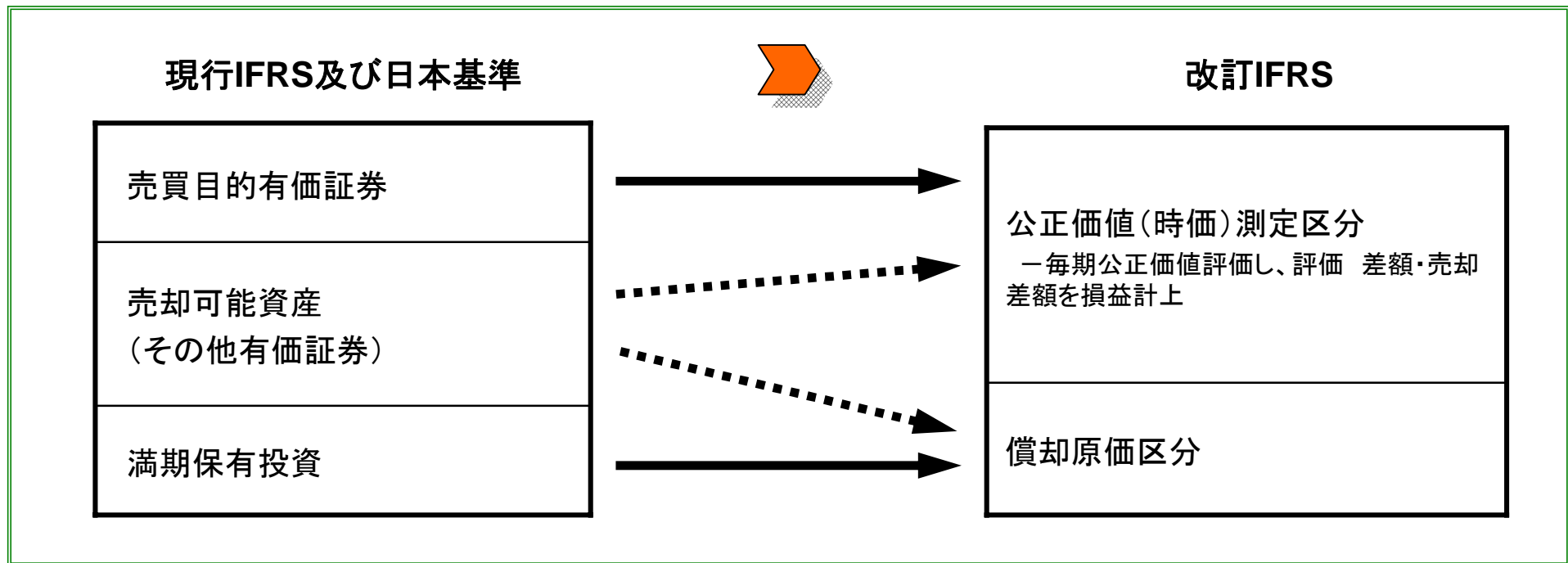
国際会計基準における金融商品会計基準の見直し (2009年から早期適用、強制適用は2013年以降)

- 日本の経営慣行に配慮し、戦略的な投資(持ち合い株式等)については、評価損益、売却損益のいずれも損益には計上しない。減損会計も適用しない。配当金については、公開草案では、純利益に計上しない案であったが、その後の日本からの意見を踏まえ、純利益に計上。
(参考) 米国会計基準審議会(FASB)は、IASBとは異なり、持ち合い株式も含めた全ての株式について時価評価し、毎期損益に計上するという、より時価会計を徹底した案を公表。
- 日本の取引実態を踏まえ、銀行・保険・事業会社が保有する国債の大半は償却原価区分の対象となる。

現行IFRS及び日本基準					➔	新基準				
金融商品の区分	評価基準	純損益への反映			金融商品の区分	純損益への反映				
		評価差額	減損	売却損益		評価差額	減損	売却損益		
売買目的保有資産	公正価値	計上	—	計上	公正価値測定区分	(株式&債券)その他	計上	—	計上	<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">株式</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">債券</div> </div>
売却可能資産 (その他有価証券)		計上しない	計上	計上		(株式のみ)戦略的投資	計上しない	計上しない	計上しない	
満期保有投資	償却原価	—	計上	計上	(債券のみ)償却原価区分 ※	—	計上	計上		

(注)表中の「計上しない」とされてた部分の影響はB/Sに直接反映される ※:テインティングルール(満期前売却によるペナルティー)は廃止

【債券の取扱い】



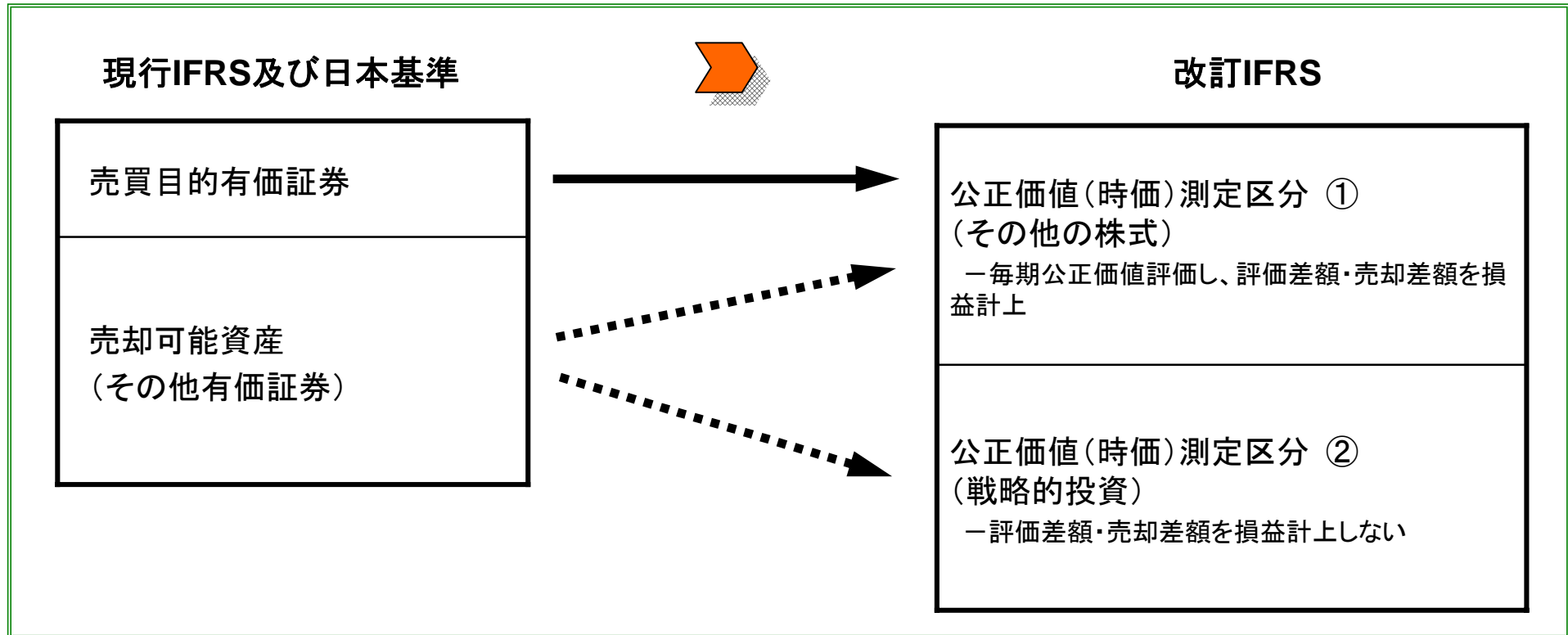
○ 「償却原価区分」への分類要件

1. ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的とするものであること
2. 契約条件が一定期日における元利のキャッシュ・フローのみを生じさせるものであること

“満期保有”ではないことに留意

Tainting Rule (満期の前に売却した場合のペナルティー)の廃止

【株式の取扱い】



○IASBでは、戦略的な投資(持ち合い株式等)については、評価差額、売却差額を損益には計上しない(配当金は損益に計上)。

○米国会計基準審議会(FASB)は、7月15日に、IASBとは異なる見直し案を暫定合意。
持ち合い株式も含めた全ての株式について時価評価し、毎期損益に計上するという時価会計色のより強い案。

IFRS・FASB案の比較

FASB案では、一部の金融負債を除き、全ての金融資産および負債を時価評価

⇒IFRSに比べ、時価会計色が非常に強い

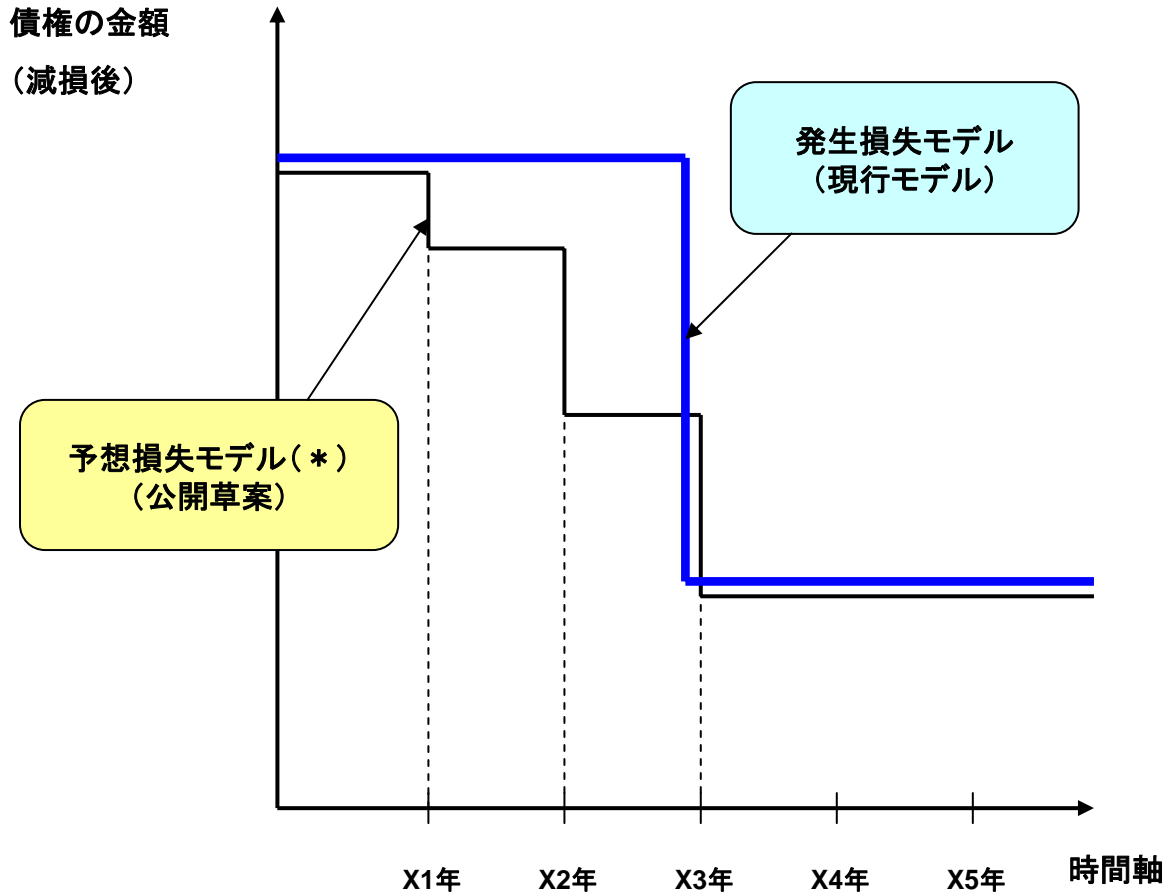
【株式】

- ・IFRSと異なり、FASB案ではすべての株式について評価差額が損益に計上される
⇒ 株式の価格変動が常に損益に反映される

【債券】

- ・IFRSと異なり、FASB案では、債券は常に公正価値で評価される。また、評価差額が損益に直接計上されるか、直接計上されなくともOCIへ計上され、リサイクリングが行われる
⇒FASB案の場合、評価益が損益に直接計上される債券の範囲が、IFRSより広い可能性がある

金融商品の減損 (貸倒引当金) の考え方



(*)日本では、将来の損失であっても合理的見積りが可能なら損失計上(損失事象は不要)(注)

⇒予想損失モデルに近い考え方

(注)日本では、以下の4要件を満たせば、貸倒引当金が計上される。

- ①将来の費用又は損失であって
- ②その発生が当期以前の事象に起因し
- ③発生の可能性が高く
- ④金額を合理的に見積もることができる

損失事象発生

(損失事象の例)

債務者の深刻な財政困難・契約不履行(利息・元本の延滞)等

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (骨子)

1. 基本的考え方

我が国の会計関係者が中長期的な展望を共有した上で、国際会計基準(IFRS)の取扱いを検討する必要。下記2. の諸課題や国際的な諸情勢等の状況変化に応じ柔軟な対応が重要。

2. IFRS 適用に向けた課題等(主なもの)

- ① 国際会計基準の作成の動向、基準作成のデュー・プロセスの確保、我が国の関与の強化等、国際的な諸情勢の見極め
- ② 実務の対応・準備状況 等

3. IFRS の具体的な適用方法

(1) 任意適用

IFRSの国際的な広まりを踏まえると、企業及び市場の競争力の観点から、できるだけ早期に容認することが考えられ、具体的には、2010年3月期(年度)から、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に、任意適用を認めることが適当である。

(2) 将来的な強制適用の是非

強制適用の是非の判断時期は、上記2. の諸課題の達成状況や IFRS の適用状況等を確認する必要があることから、前後しうるが、2012年を目途とすることが考えられる。

対象は、上場企業の連結財務諸表が適当。

強制適用を行う場合、判断時期から少なくとも3年の準備期間が必要と考えられる(2012年に判断の場合、2015年又は2016年に適用開始。)。

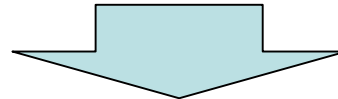
(注) 全上場企業に一斉に適用するか、段階的に適用するかは、改めて検討・決定。

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (平成21年6月30日・企業会計審議会)の概要①

1. 我が国企業へのIFRS適用に向けた基本的考え方

- 投資者にとって財務報告の品質や国際的な比較可能性の向上、企業や監査人、我が国金融資本市場の国際的競争力の強化など

→ 我が国企業に対してIFRSに基づく財務諸表の法定開示を認め、将来的にはIFRSに移行すべき



- ロードマップ(工程表)を作成し、具体的な展望を明示、様々な課題に取り組んでいく必要
- 今後の状況変化に応じ柔軟に対応していくことが重要
- IFRSを我が国企業へ適用する前提として、IFRSと我が国の会計基準との間でコンバージェンスを着実に推進していることが必要
- これまで我が国において確立してきた取引慣行や会計実務、更には税務との関係にも考慮し、コンバージェンスの加速化を前提に、「連結先行」の考え方を応用し、IFRSの適用対象は、上場企業の連結財務諸表

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (平成21年6月30日・企業会計審議会)の概要②

2. IFRS適用に向けての諸課題

- 我が国会計基準が国際的に高品質であることが認知され続けるよう、コンバージェンスを継続していくことが不可欠
- ASBJに我が国における最高レベルの人材や会計に関する知見を結集することが不可欠
資金的基盤についても、幅広い市場関係者による安定的な財源を確保が重要
IASBの基準設定の早期の段階からIASBに対して積極的かつ効果的な意見発信を行っていくことが重要
- IASCFのガバナンス改革
- 投資者、作成者、監査人、当局、教育関係者、市場開設者をはじめとする関係者におけるIFRSに対する実務の対応、教育・訓練
 - 会計基準改訂への対応方針・対応状況、適切なマニュアルの策定状況、会計基準(IFRSを含む。)に関する研修の実施状況(外部研修への参加を含む。)を有価証券報告書等の記載事項と位置づけ、提出会社は、これらの情報を開示できるようにする。
 - IFRSに基づき作成された財務諸表の監査に関与する監査人は、IFRSについての一定の教育、研修等を受け、知識、能力及び経験を有していること、IFRSに基づく財務諸表監査を行う監査事務所は、教育・研修、業務の実施、審査等の方針設定等を含めた体制整備を行うことが必要である。

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (平成21年6月30日・企業会計審議会)の概要③

3. 任意適用

(1) 任意適用の対象

以下の条件の全てを満たす上場企業の連結財務諸表

- ① 継続的に適正な財務諸表が作成・開示されていること
- ② IFRSによる財務報告について適切な体制を整備していること
- ③ IFRSに基づく社内の会計処理方法のマニュアル等を定め、有価証券報告書等で開示すること
- ④ 国際的な財務活動又は事業活動を行っている企業

(2) 並行開示

- 導入初年度における開示(前年度及び当年度財務諸表各1年分)に限定(導入初年度の並行開示(旧基準に基づく当年度分)については、監査人の監査の対象としない)。
- (継続的な並行開示に代えて、)IFRSと我が国会計基準の重要な数量的な差異の注記にとどめる。

(3) 適用するIFRS

IASBが作成したIFRSをそのまま適用する。

(4) 時期

2010年3月期の年度の連結財務諸表から

(5) 個別財務諸表の取扱い

日本基準に基づき作成。

ただし、連結対象会社を有さず連結財務諸表を作成していない上場企業:我が国の会計基準による個別財務諸表に加えて、追加的な情報として監査を受けたIFRSによる個別財務諸表を作成・開示できる。

「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」 (平成21年6月30日・企業会計審議会)の概要④

4. 将来的な強制適用

我が国企業にIFRSを強制適用するとした場合の道筋を具体的に示し、前広に対応。

(1) 強制適用の判断の時期
2012年を目途とする。

(2) 強制適用の対象
上場企業の連結財務諸表

(3) 強制適用の時期・方法

○ 2012年にIFRSの上場企業への強制適用を判断した場合、強制適用の開始時期は、
2015年又は2016年

○ 段階的に移行する方法と一斉に移行する方法との両案が併記。いずれの方法とするかは、将来の強制適用の判断時点で決定。

(段階的な移行の場合であっても比較可能性の観点から日本基準とIFRSが並存する期間は長くとも3年程度)

(4) 個別財務諸表の取扱い

強制適用の是非を判断する際に、幅広い見地から検討を行う。

(5) 非上場企業への任意適用の取扱い

非上場の中小・中堅規模企業については、IFRSの適用は慎重に考えるべき